

### 3 - 3. 鎌倉市全域における屋外広告物の行為の制限

#### (景観法第8条第2項第4号イ)

◇屋外広告物（以下、広告物とする。）を設置する場合は、以下に記述する景観法第8条第2項第4号イに基づく行為の制限に関する事項に適合するだけでなく、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例の許可を受ける必要があります。

#### 1) 全市共通事項

歴史・文化・活力など、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った広告物の誘導を図るため、以下の事項に配慮します。

##### ○規模について

- ・建築物の敷地内に納め、複数の広告物はコンパクトに集約化する。
- ・建築物の規模や周辺のまち並みと不調和な規模とならないよう配慮する。
- ・同一内容の広告物を連続して表示しない。

##### ○設置位置について

- ・道路のビスタの保全に配慮し、極力低層部に設置する。
- ・地面への直接表示はしない。

##### ○立地条件への配慮について

- ・文化財をはじめとする歴史的資源や景観重要建造物や景観重要樹木などの、景観形成上重要な施設の隣接地にあっては、当該施設が醸し出すイメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。
- ・鉄道の車窓から見える場所に設置するものにあつては、車窓景観の保全に配慮する。
- ・海岸沿いに自己用外の広告物を設置しない。

##### ○色彩・デザインについて

- ・建築物のデザインや色彩、素材等との調和を図り、統一的なデザインとする。
- ・彩度6以下の控えめな色彩を用いるとともに、3色程度とする。
- ・全国共通のデザインやコーポレートカラー<sup>#</sup>であっても、彩度6を超える場合は、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮をする。
- ・写真等誘目性の高いものの設置は控える。
- ・蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。
- ・自動車運転者等の距離感や平衡感覚を惑わすデザイン（渦巻き模様等）は使用しない。

##### ○素材について

- ・素材の選定にあつては、耐久性やメンテナンス、美しい経年変化を考慮する。

##### ○照明装置等について

- ・激しい点滅を伴う照明装置は設置せず、間接照明などの控えめかつ暖かみのある照明を効果的に使用する。
- ・音声を伴う広告物は設置しない。

## 2) 土地利用類型別事項

土地利用類型毎の景観特性や景観形成方針と一体となった広告物の誘導を図るため、以下の事項に配慮します。

### (1) 旧市街地の住宅地、(2) 谷戸の住宅地、(5) 丘陵住宅地、(6) 林間住宅地

緑豊かな落ち着いた住宅地景観が形成されている当区域では、良好な都市景観を維持・保全するため、以下の事項に配慮します。

- ・自己用外の広告物は設置しない。
- ・必要最低限度の規模とし、設置は良好な住宅地景観を阻害しない位置とする。
- ・周辺の自然環境と調和した質感のある素材を使用する。
- ・屋上広告物は設置しない。
- ・電光表示装置<sup>#</sup>は使用しない。(駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く)

### (3) 一般住宅地、(9) 都市型住宅地、(10) 中高層住宅地

住宅地としてのゆとりとうるおいある当区域では、都市景観を維持・創出するため、以下の事項に配慮します。

- ・自己用外の広告物は設置しない。
- ・必要最低限度の規模とし、周辺の山並みへの眺望を保全する。
- ・周辺の自然環境と調和した素材、色彩とする。
- ・屋上広告物は設置しない。
- ・電光表示装置は使用しない。(駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く)

### (4) 沿道住宅地、(14) 住商複合地

主要幹線道路沿道に低中層のまち並みが形成されている当区域では、良好な都市景観を維持・創出するため、以下の事項に配慮します。

- ・自己用外の広告物は設置しない。
- ・必要最低限度の規模とし、周辺の山並みへの眺望や道路のビスタを保全する。
- ・周辺の自然や歴史的環境と調和した素材、色彩とする。
- ・屋上広告物は設置しない。
- ・電光表示装置は使用しない。(駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く)

### (7) 海浜住宅地、(8) 海浜住商複合地

海や斜面緑地などの自然環境と低層のまち並みが調和した住宅地景観が形成されている当区域では、良好な都市景観を維持・保全するため、以下の事項に配慮します。

- ・自己用外の広告物は設置しない。
- ・必要最低限度の規模とし、海や斜面緑地への眺望や道路のビスタを保全する。
- ・建築物と同系統色又は白とするなど控えめな色彩とする。
- ・周辺の自然環境との調和に配慮した素材を使用する。
- ・屋上広告物は設置しない。
- ・電光表示装置は使用しない。(駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く)

#### (11) 拠点商業地、(13) 大船地域まち並み型商業地

商業・業務系の用途が集積した当区域では、活力と快適性を兼ね備えた魅力ある都市景観の形成を図るため、以下の事項に配慮します。

- ・極力規模は抑え、道路のビスタを保全する。
- ・周辺の自然環境と調和した素材、色彩とする。

#### (12) 鎌倉地域まち並み型商業地、(15) 観光型住商複合地

市街地を取り囲む丘陵の緑や点在する歴史的資源が低中層のまち並みと融和して古都としての風格ある都市景観が形成されている当区域では、良好な都市景観を維持・保全するため、以下の事項に配慮します。

- ・自己用外の広告物は設置しない。
- ・必要最低限度の規模とし、周辺の山並みへの眺望や道路のビスタを保全する。
- ・周辺の自然や歴史的環境と調和した質感のある素材を使用する。
- ・屋上広告物は設置しない。
- ・電光表示装置は使用しない。(駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く)

#### (16) 産業地、(17) 産業複合地

大規模な施設と敷地内の豊かな緑が良好な都市景観を形成している区域ですが、一部では住工が混在し、やや景観的まとまりに欠ける場所もあります。当区域では、ゆとりとうるおいある都市景観を維持・創出するため、以下の事項に配慮します。

- ・極力規模は抑え、道路のビスタを保全する。
- ・周辺の自然環境との調和に配慮した素材、色彩とする。
- ・電光表示装置は使用しない。(駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く)

#### (18) 緑地

市街地にうるおいややすらぎを与え、良好な都市景観の形成を推進するうえでの貴重な資源となる当区域では、景観資源としての魅力を損ねないように、以下の事項に配慮します。

- ・広告物の設置は原則禁止とする。  
やむを得ず設置する場合は、
- ・自己用に限る。
- ・必要最低限度の規模とする。
- ・景観資源としての魅力を損ねないような位置とする。
- ・アースカラー<sup>#</sup>とするなど控えめな色彩とする。
- ・周辺の自然環境と調和した素材を使用する。
- ・照明装置及び電光表示装置は使用しない。

海の家<sup>の</sup>の広告物については、以下の事項にも配慮します。

- ・国道 134 号から海への眺望を保全するため、極力低層部に設置し、国道 134 号側に向けた広告物の掲出はしない。

## (19) 農地

地域の気候や風土に培われた原風景ともいえる農地景観のある当区域では、景観資源としての魅力を損ねないように、以下の事項に配慮します。

- ・ 広告物の設置は原則禁止とする。  
やむを得ず設置する場合は、
- ・ 自己用に限る。
- ・ 必要最低限度の規模とする。
- ・ 景観資源としての魅力を損ねないような位置とする。
- ・ アースカラーとするなど控えめな色彩とする。
- ・ 周辺の自然環境と調和した素材を使用する。
- ・ 照明装置及び電光表示装置は使用しない。

## (20) 新都市機能導入地

新しい鎌倉の拠点づくりを目指す当区域では、市街地整備にあわせて快適で魅力的な都市景観の形成を図るため、以下の事項に配慮します。

- ・ 自己用以外の広告物は設置しない。
- ・ 必要最低限度の規模とし、道路のビスタを保全する。
- ・ 周辺の自然や歴史的環境と調和した素材、色彩とする。
- ・ 屋上広告物は設置しない。
- ・ 電光表示装置は使用しない。(駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く)

## (21) 公共公益施設地

地域の都市景観形成の核として重要な役割を果たす当区域では、以下の事項に配慮します。

- ・ 必要最低限度の規模とする。
- ・ 景観資源としての魅力を損ねないような位置とする。
- ・ アースカラーとするなど控えめな色彩とする。
- ・ 周辺の自然環境と調和した素材を使用する。
- ・ 照明装置及び電光表示装置は使用しない。(駐車場の満空表示等、必要最低限かつ規模の小さいものは除く)

○公共サインについては、P176に示す「6 - 3. 公共サインの景観配慮」にも留意する。